

●香川県選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設について、三豊市選挙管理委員会から平成23年2月3日に指定の取消しを行った旨の報告があったので、平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することができる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

平成23年2月18日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
略			略		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
略			略		
三豊市	略		三豊市	略	
	高瀬町農村環境改善センター	略		高瀬町農村環境改善センター	略
	栗島開発総合センター	略		高瀬町保健センター	三豊市高瀬町比地186番地
	略			栗島開発総合センター	略
	三野町保健センター	略		略	
	山本町財田大野農業構造改善センター	略		三野町保健センター	略
	略			三野町老人福祉母子健康センター	三豊市三野町吉津甲1073番地1
略		山本町財田大野農業構造改善センター	略		
略		略			
略			略		